

2 承継に係る無線局 ○

免許事項証明書に記載の内容を記入

① 識別信号	100000001~100000005
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	関K第1号~5号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	総務無線株式会社
⑤ 免許の有効期間	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

1. 関東総合通信株式会社 ←

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1

代表取締役社長 関東 太郎

合併・分割による承継後の法人名等

2. 総務無線株式会社 ←

〒102-0074 東京都千代田区九段東1-1

代表取締役社長 総務 次郎

承継前の現免許人名等

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

③ 合併又は分割の理由

経営上の判断による。

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

新法人で引き続き無線局を運用するため。

5 添付書類 ○

全てチェックし、該当する書類を添付

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

申請内容に関する問い合わせ先を記入
※日中に連絡可能な連絡先を記載

6 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムンブ ムンカ シンテイノウ タンミ 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ ○
電話番号	03-0000-0000(携帯 090-0000-0000)
電子メールアドレス	